

新発田民主商工会
新発田市豊町2-3-3

Tel 0254-22-4390

FAX 22-4705

2017.4.24

No 2054

- ◆二面…換価の猶予で納めきれない税金を民商で解決
- ◆三面…仲間のアドバイスで融資実現 広島・三次
- ◆三面…商売つぶす風営法 おしほり手渡しも接待！？

会員の従業員が新たに共済に加入

先日、事務所を訪れた会員から「うちで働いている従業員が、身体が弱く年齢も若くないから本人が保険の加入に迷っているんだよね」と相談がありました。

事務局は「民商には共済会があり、会員の家族、従業員ならば加入できますよ」と、入院見舞金や会費のことなど共済の詳しい制度内容の説明をしました。それを聞いた事業主の会員は「へ、従業員を入れるの！今まで知らなかつた。早速本人に確認してみるから、加入用紙をちようだい」と加入申込書を持ち帰り、翌日すぐに事務所に持参し加入となりました。民商共済には、会員本人だけでなく、同居家族と従業員（15歳以上6歳以下）も加入することができます。共済会では給付金だけでなく、健診活動やレクリエーションなど、加入者の健康を守る活動を幅広く行っています。助け合いの共済に是非ご加入ください。お問い合わせは、お近くの共済役員または民商事務所まで。

各支部で役員会を開催

外ヶ輪・鴻沼の両支部は4月5日に合同で役員会を開催しました。春の運動の総括を行い、組織配布集金が前進した経験などを交流しました。また、5月に「なんでも相談会」を行うことを決めました。

川東米倉支部は4月11日に役員会を行い、民商総会を前に会費改定や未収対策について話し合いました。「すぐに改善できるところがあるのでないか」と意見が出され、新聞配布や会費集金についても組織化をするための計画を相談しました。

五十公野支部は4月12日に学習を中心に行なった。まず、共済の請求書の書き方や見舞金の渡し方を学び、「この場合はどうしたらいいのか」と疑問を事務局に質問するなど、今後役員中心に行動することに意欲的でした。また、「換価の猶予」についても学び、役員の経験なども聞いて制度の理解を深めました。次回の役員会でも学習の時間を取ろうと話し合いました。

今後の日程

- | |
|------------------------|
| 4月23日…県婦協総会 |
| 5月1日…メーデー集会（事務所は休み） |
| 5月2日…理事会 |
| 5月10日…猿橋支部 なんでも相談会 |
| 5月11日…外ヶ輪・鴻沼支部 なんでも相談会 |
| 5月14日…県連共済会総会 |

新発田市「住宅リフ オーム支援事業」

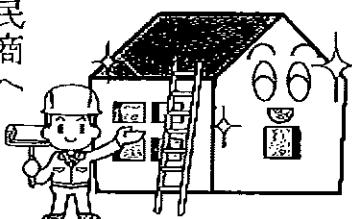
一 平成29年度の募集が始まります！

申請受付期間

5月9日（火）～

5月16日（火）～

※応募者が多数の場合は抽選となります。



4月1日から 「雇用保険料率」が変更となりました

- ・一般の事業 1000分の9
(従業員負担分は1000分の3)
- ・建設の事業 1000分の12
(従業員負担分は1000分の4)

お知らせ

5月1日付の商工新聞は休刊となります。
事務所は休みとさせていただきます。

大型連休中の「商工新聞」発行について

5月1日付の商工新聞は休刊となります。
5月8日付は4月の最終週にお届けしますので宜しくお願いします。